

# 【至急・重要】移動制限果実等移動検査申請書の提出について

**セグロウリミバエ緊急防除移動制限対象作物を、沖縄本島外に出荷（移動）を予定している生産者の皆様へ至急のお知らせです。**

令和7年4月14日から※令和7年12月31日（※終期は状況に応じ前後する予定）の期間において、下記の植物を沖縄本島外に出荷（移動）する際には、移動制限果実等移動検査申請書をほ場の所在する市町村を經由して那覇植物防疫事務所長に提出し、検査に合格した証明書（合格ラベル）の交付を受け、出荷箱等に合格ラベルを貼る必要があります。

については、生産者の皆様におかれましては、早めに関係市町村に申請書を提出の上、検査合格証明書（合格ラベル）の交付を受けるようにしてください。

なお、4月14日以降は、合格ラベルが張られていない作物については、出荷（移動）できなくなりますので、ご留意ください。

※ 移動制限果実等移動検査申請書を提出する窓口は、原則としては、作物を生産している畑が所在する市町村になります。

ただし、複数の市町村にまたがって作物を生産している場合においては、当面の間は、一つの市町村に申請書をまとめて提出することも可能ですので、最寄りの市町村担当課に御相談ください。

八重瀬町農林水産課：098-998-4624  
南城市産業振興課：098-917-5356  
糸満市農政課：098-840-8134  
豊見城市農林水産課：098-850-5305  
南風原町産業振興課：098-889-4163

## 移動制限の対象となる植物（移動制限植物）

### 【生果実】

#### （野菜）

うり科植物（ゴーヤー、カボチャ（ズッキーニを含む）、ヘチマ、スイカ、トウガン、キュウリ、メロン、モーウイ、シロウリ、マクワウリ、ユウガオ、ハヤトウリ など）、いんげんまめ（サヤインゲン）、とうがらし、ピーマン（パプリカ含む）、トマト（ミニトマト含む） など

（注）オクラ、レタス、ナスは、移動制限植物ではありません。

#### （果樹）

パッションフルーツ、パイナップル（野菜パイナップル含む）、ぱらみつ、ばんじろう（グアバ）、ドラゴンフルーツ、ふともも、まれいふともも、すもも、なんようざくら、ノニ など

（注）マンゴウ、バナナ、パイナップルは、移動制限植物ではありません。

### 【花】

上記の野菜及び果樹の花